

# ～京都駅ビルでの撮影について～

## < 撮影申請の期限について >

撮影内容	申請期限
映画・TV(ドラマ・CM・バラエティ・旅番組等)・PV	土日祝を除く撮影日の10営業日前
雑誌・webサイト	土日祝を除く撮影日の10営業日前

## < 撮影可能日・時間 >

土日祝を除く9:30～18:00 ※年末年始の撮影をご希望の場合はご相談ください。

## < 撮影できる主な施設 >

駅前広場、室町小路広場、大階段、大空広場、東広場、烏丸小路広場、南遊歩道、南広場、空中径路等、京都駅ビル開発(株)が管理する施設。  
(別紙“撮影エリア図面”参照)

## < 撮影申請の流れ及び提出書類について >

### ①企画書の提出

撮影許可申請をしていただく前に、撮影が許可できるものであるかどうかを事前に検討しますので、撮影企画案がまとまった時点で上記の期限内に企画書をお送りください。撮影が可能かどうかは、企画書受領後数日以内に回答いたします。

### ②撮影申請書の提出

弊社からの撮影が可能との回答後、速やかに撮影許可申請書を添付資料と合わせてお送りください。

撮影内容	提出書類
映画・TV(ドラマ・CM・バラエティ・旅番組等)・PV	撮影申請書兼同意書・台本・図面・搬入出計画
雑誌・webサイト	撮影申請書兼同意書

※図面は撮影希望場所に応じて元図面をお渡しいたします。

※図面にはアクティングエリア・カメラ設置位置・ベース設置位置・機材置き位置など詳細をご記入ください。

## < 撮影許可について >

京都駅ビル内での撮影につきましては事前に許可が必要です。下記に該当する場合は撮影を許可できませんので予めご了承ください。

- ・別項<撮影可能日・時間>以外の時間帯の場合。
- ・京都及び京都駅ビルのイメージを著しく損なう恐れのある内容等、弊社が不適格と判断した場合。
- ・お客様が危険にさらされる、又はお客様に著しく迷惑のかかることが予想される内容である場合。
- ・撮影に危険が伴う場合。
- ・弊社施設内での犯罪を誘発する可能性があるなど、公序良俗に反する内容である場合。
- ・お客様をエキストラ代わりにする撮影の場合。
- ・これまでに協力した中で撮影時にトラブル等が発生し、今回も同様の発生が予想される場合。
- ・京都駅ビルをご利用のお客様にお断りしている内容のシーンがある場合。(ペットの持ち込み、飲食、自転車等の乗入れ等)
- ・エスカレーターなど通行の妨げとなる場所での撮影である場合。
- ・提出書類が申請期限までに提出されなかった場合。
- ・ご通行の方へのインタビューおよびアンケート行為を伴う撮影である場合。
- ・撮影希望施設でイベントの実施が予定されている場合。

## < 撮影に当たっての注意事項 >

- ・撮影の前に撮影申請書兼同意書に記載されております“京都駅ビル指示事項”を必ず確認し、撮影中はそれを遵守してください。
- ・弊社担当者との打ち合わせ内容は、撮影時までにはスタッフ全員に周知しておいてください。
- ・弊社敷地外からの撮影に関しては、弊社は一切関知しません。弊社敷地内の撮影であっても、弊社は、近隣住民等一般のお客様からの苦情に対する責任を負いかねます。
- ・撮影中、撮影者の行為においてお客様、施設内店舗および弊社に損害が生じた場合、またはお客様からの苦情等あった場合、これにかかわる一切の責任を負っていただきます。
- ・撮影時の記録として、出演者等の顔が明確に認識できないことと撮影に支障しないことを条件に、写真撮影をさせていただく事がございます。
- ・弊社が立会を行わない撮影で事故などトラブルが発生した場合は“撮影申請書兼同意書”の緊急連絡先に速やかに連絡してください。
- ・ワイヤレスマイクは周辺施設使用している機器と混線する場合がございます。混線が発覚した場合は使用を中止して頂きます。また、混線により生じた損害等にかかる一切の責任は撮影者に負っていただきます。
- ・エスカレーターでの機材運搬はお断りいたします。ただし許可した場合は安全確保に細心の注意を払ってください。
- ・一般の通行者の妨げにならないよう注意してください。

## < 当日の撮影中止指示について >

下記の事柄が発生した場合、弊社担当者の判断で撮影の中止を指示する場合があります。

- ・京都市内に気象警報が発表された場合。  
(安全が確保できないと判断した場合は警報が発表されていない場合でも中止を指示する場合があります)
- ・撮影場所や撮影時間の追加・変更など、申請書の内容と実際の撮影との間に著しい乖離が認められた場合。
- ・弊社担当者の指示に従わない場合。
- ・京都駅ビルを利用されているお客様、従業員などに危険が及ぶと弊社が判断した場合。
- ・本文書および同意書兼申請書の京都駅ビル指示事項に記載されている内容に従わなかった場合。

## < 警備員の配置に関して >

- ・有名芸能人が出演するなど混雑が予想される内容で弊社が雑踏警備を必要と判断した場合は警備員を配置していただきます。
- ・警備費用につきましては撮影実施者の負担となります。
- ・警備員の配置を拒まれた場合、撮影が許可できない場合があります。
- ・警備会社は原則として株式会社ジェイアール西日本総合ビルサービス京都支店のご利用をお願いします。  
(京都駅ビルを熟知しており、緊急時の連携などが取りやすいため)  
※警備にかかる費用は株式会社ジェイアール西日本総合ビルサービス京都支店に直接お支払いいただきます。  
※他社の警備員を配置する予定がある場合はご相談ください。

## < その他 >

- ・撮影終了後、完成した作品の提供をお願いします。
- ・上記に記載の無い事柄につきましては、別途ご相談ください
- ・撮影場所以外の駅ビル内施設で大音量の出るイベント等が催され、撮影に支障が出た場合も弊社は責任を負いかねます。

## < 撮影に関するお問い合わせ、申請窓口 >

JR西日本ロケーションサービス

TEL:06-6375-8916/FAX:06-6376-6053